

第4章

快適な環境のまち〈生活環境の整備〉

第1節 上水道

- 1 安全な水道水の供給 — (1) 安全な水道水の供給
- 2 安定した水道水の供給 — (1) 安定した水道水の供給
- 3 経営の安定化 — (1) 経営の安定化

第2節 下水道

- 1 公共下水道事業の推進 — (1) 公共下水道事業の推進
- 2 公共浄化槽事業の推進 — (1) 公共浄化槽事業の推進
- 3 農業集落排水処理施設の維持管理 — (1) 農業集落排水処理施設の維持管理
- 4 合併処理浄化槽の普及 — (1) 合併処理浄化槽の普及
- 5 雨水対策の充実 — (1) 雨水排水路の整備
- 6 し尿処理施設の維持管理 — (1) し尿処理施設の維持管理

第3節 ごみ対策

- 1 ごみ処理体制の確立
 - (1) 分別収集の徹底
 - (2) ごみ集積場所の管理及び清掃
 - (3) ごみ収集・処理体制の維持
 - (4) 災害廃棄物の処理
 - (5) 不法投棄廃棄物の処理
 - (6) 高齢者及び障害者のごみ排出体制の整備
- 2 ごみ処理施設の整備充実等
 - (1) ごみ処理施設の整備
 - (2) 資源化施設の支援
- 3 ごみ減量・リサイクルの推進
 - (1) ごみ減量・リサイクルの推進
 - (2) 食品ロスの削減

第4節 環境負荷軽減対策

- 1 脱炭素型の持続可能な社会づくり
 - (1) 公共施設等への太陽光発電設備の導入
 - (2) 再生可能エネルギーの活用
 - (3) 脱炭素ライフの推進
 - (4) エコカー・エコドライブの普及・啓発
- 2 環境問題の未然防止対策
 - (1) 環境の監視
 - (2) 環境保全
- 3 公害の処理
 - (1) 発生源対策
 - (2) 公害処理体制の確立

第1節 上水道

SDGs への貢献



所管課・関係課 上下水道課

現状と課題

近年、頻発する地震等による災害時でも安定した給水を維持するため、老朽化した水道管の耐震化や施設の更新を計画的に進めていく必要があります。近年の災害（令和6年能登半島地震等）では「水」が使えることの重要性があらためて認識され、水道管の地震対策を強化・加速化することが求められていることから、水源、浄水施設及び配水施設の「急所施設」から避難所や病院などの「重要施設」に係る水道管路の一体的な耐震化を進める必要があります。

さらに、施設更新時は、水需要等を考慮して、施設の統廃合やダウンサイジング*等適切な規模の施設更新が必要となっています。

一方で、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、将来的には施設等の更新に多額の費用が必要な状況となっており、安定した事業経営を維持していくことが課題となっています。

現在、埼玉県が進めている将来の県内水道1本化も見据えつつ、多様な広域化の取組として近隣市町村とともに施設の共同設置や資材の共同購入など様々な選択肢を検討しながら多様な広域化について検討する必要があります。

水質については「小川町水道水質検査計画」に基づき、浄水、原水、水源上流などで定期的に水質検査を実施しています。今後も、安全な水を安定的に供給するため、検査、監視を継続して実施していく必要があります。

基本方針

将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、「小川町水道事業経営戦略」や「小川町水道事業ビジョン」等の各種計画に基づき、健全で安定した経営基盤の構築を目指すとともに、主要な水道管の耐震化や施設の更新を計画的に進めます。

さらに継続的に水質管理体制を維持し、安定した水道水の供給に取り組みます。

基本計画

1 安全な水道水の供給

小項目	内容
(1) 安全な水道水の供給	今後も水質基準に適合した水道水を安全、かつ安定的に供給するため、引き続き水源等の適切な維持管理に努めます。

2 安定した水道水の供給

小項目	内容
(1) 安定した水道水の供給	生活基盤である水道水の安定供給を維持するため、老朽化した水道施設を計画的に更新するとともに、基幹施設の耐震化を計画的に推進します。

3 経営の安定化

小項目	内容
(1) 経営の安定化	将来の水道事業において人口減少や自然環境の変化など予見される様々な問題を解決するため、水道ビジョン及び経営戦略を見直し、業務の外部委託や施設の統廃合、ダウンサイジングなどを検討し、効率的で安定した事業経営を進めます。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
有収率 (%)	84.5	90.0	有収率とは、浄水場や配水場から町内に送り出す給水量に対して、水道料金などの収入として計上される有収水量の割合で、数値が高いほど、効率よく浄水場から利用者へ水を届けることができていることを示しています。 ※有収率＝年間総有収水量÷年間総配水量×100 令和5（2023）年度の全国平均値は89.8%
水道管の耐震化率 (%)	21.6	26.0	災害に強い水道施設を整備するため、水道管の耐震化を計画的に進めます。
水道事業経常収支比率* (%)	105.0	100%以上	経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものです。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味します。100%以上を維持します。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
有収率 (%)	86.8	85.9	85.8	84.0	84.3	84.5
水道管の耐震化率 (%)	17.9	18.8	19.5	20.3	20.8	21.6
水道事業経常収支比率 (%)	110.3	106.3	109.0	100.2	100.6	105.0

第2節 下水道

SDGs への貢献



所管課・関係課 上下水道課、建設課、環境農林課

現状と課題

本町では、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を目的として、市街化区域は公共下水道*及び公共浄化槽により、農村地域は農業集落排水*により、それ以外の区域は合併処理浄化槽により、それぞれ整備を進めてきました。

公共下水道事業については、令和6（2024）年度末現在で全体計画の97.7%まで整備が進みましたが、水洗化率（公共下水道へ接続している割合）は81.9%となっていることから、今後も未接続世帯への啓発を継続的に実施し、水洗化率（接続率）を向上させる必要があります。

令和3（2021）年度に事業を開始した公共浄化槽事業は、令和6（2024）年度までの4年間で13基を整備し、1基の寄附を受け、実績は計14基となりましたが、さらなる整備基数の増加を図る必要があります。

農業集落排水事業は、奈良梨・上横田地区、後伊地区、新川地区の3地区で供用を開始していましたが、人口減少に伴う厳しい経営状況に対応するため、奈良梨・上横田地区を新川地区に統合する等経営改善の取組を進めています。

合併処理浄化槽による整備区域では、令和3（2021）年度～令和6（2024）年度において計26基の設置補助を行いました。本町には依然として単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の世帯が多いため、引き続き整備を進めていきます。

雨水については、排水対策の充実を図り、浸水などの被害防止に努めます。

し尿処理施設は、し尿と浄化槽汚泥の処理を小川地区衛生組合で管理運営していますが、近年、公共下水道等生活排水処理施設の普及による浄化槽処理汚泥の割合の増加などによる施設の改善や施設の老朽化に伴う修繕など、適切な維持管理が課題となっています。

基本方針

生活排水処理を適正に行い、生活環境の向上と河川等の公共用水域の水質保全に資するため、計画区域に応じて公共下水道事業、公共浄化槽事業及び農業集落排水事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を目指します。

また、人口減少に伴う収入減や施設の老朽化など、直面する問題に対応するため、経営改善の取組や自然災害等に備えた施設の計画的な修繕、更新、耐震化などを進めます。

雨水については、適切に対処し、浸水などの被害防止に努めます。また、し尿処理を進めるため施設の維持管理などの徹底を図ります。

基本計画

1 公共下水道*事業の推進

小項目	内容
(1) 公共下水道事業の推進	公共下水道が整備され、供用が開始された区域においては、未接続世帯に対して早期の接続を促し、水洗化率（接続率）の向上を図ります。 また、町人口に比例して水洗化人口*の減少が予測されるため、安定的に事業を継続するための経営改善に取り組みます。

2 公共浄化槽事業の推進

小項目	内容
(1) 公共浄化槽事業の推進	公共浄化槽事業の整備区域については、事業の啓発に努め、公共浄化槽の設置を促進します。

3 農業集落排水*処理施設の維持管理

小項目	内容
(1) 農業集落排水処理施設の維持管理	施設の老朽化、利用者の減少に伴う使用料収入の減少など、経営状況が厳しさを増す中、施設の統合及び計画的な維持管理並びに使用料収入の適正化を進めるとともに、公共下水道への接続について検討を行います。

4 合併処理浄化槽の普及

小項目	内容
(1) 合併処理浄化槽の普及	公共下水道事業、公共浄化槽事業及び農業集落排水事業の区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、放流水の検査など適正な維持管理について啓発に努めます。

5 雨水対策の充実

小項目	内容
(1) 雨水排水路の整備	雨水排水路の整備を推進し、浸水などの被害防止に努めます。

6 し尿処理施設の維持管理

小項目	内容
(1) し尿処理施設の維持管理	池ノ入環境センターについては、その適正な運営や維持管理を要請します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
下水道整備率（％）	97.7	98.1	将来的な開発用地を除き、令和8（2026）年度で概ね下水道の整備が完了します。 ※整備率＝供用開始面積*÷全体計画面積×100
下水道水洗化（接続率）率（％）	81.9	82.9	水洗化率の向上に努めます。 ※水洗化率＝水洗化人口*÷排水区域内人口*×100
下水道経費回収率（％）	92.9	100%以上	経営改善に取り組み、経費回収率の向上に努めます。 ※経費回収率＝使用料収入÷汚水処理費（維持管理費）×100

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
下水道整備率 (%)	65.5	67.4	93.8	94.8	96.0	97.7
下水道水洗化(接続率)率 (%)	81.3	81.0	80.3	81.6	81.4	81.9
下水道経費回収率 (%)	—	88.6	92.1	98.7	93.5	92.9

※下水道経費回収率中、「—」について、下水道事業が公営企業会計に移行する前段階であり、経費回収率を算出するための会計処理がまだ整備されていないことを意味します。

本町では、令和2(2020)年度から公営企業会計に移行し、複式簿記による正確な原価計算が可能になり、経費回収率を算出できるようになりました。



デザインマンホール蓋



下水道工事

第3節 ごみ対策

SDGs への貢献



所管課・関係課 環境農林課

現状と課題

資源循環型社会の構築には町民一人一人の意識の改革と実践が重要です。4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進するためには、簡易包装などによるごみの発生抑制、資源物の分別搬出による資源化、再利用によるごみの減量などに努めなければなりません。

令和6（2024）年度のもえるごみについては、一人1日当たりの排出量が551gと前年度と比べ、微増している状況であり、今後もさらなる減量の必要があります。そのためには、生ごみになってしまう食べ残しを減らすこと、調理加工の段階での食品残渣を減らす工夫をすること、生ごみを排出する際に水切りをすることなどが重要です。また、未だもえるごみとして出されている雑がみについても、分別により資源化につなげていくよう、より一層啓発していく必要があります。

令和4（2022）年度よりもえるごみについては、その処理を民間事業者に委託しバイオメタン発酵*させており、この処理で発生したメタンガスを発電に使用し、電力使用量を抑えることで地球温暖化対策にも貢献しています。

また、同年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和8（2026）年度から資源プラスチック及び廃プラスチックの分別品目に変更されるため、住民への周知徹底が求められます。

基本方針

適切なごみ処理を進めるため、収集体制の確立を図るとともに、広域的連携により処理施設の整備・確保に努めます。

資源循環社会の構築を目指し、分別収集を推進し、資源化・再利用による資源の有効活用を図るとともにごみの減量化を推進します。

基本計画

1 ごみ処理体制の確立

小項目	内容
(1) 分別収集の徹底	ごみの分別収集については、ごみ分別アプリ等を活用するなど、現行の18分別の周知・徹底を図り、分別収集にあった収集体制の充実を図ります。

小項目	内 容
(2) ごみ集積場所の管理及び清掃	地域と連携してごみ集積場所の維持管理を徹底するとともに、衛生面の保持に努めます。
(3) ごみ収集・処理体制の維持	もえるごみや不燃物の収集・処理体制を継続的に維持していくため、収集・処理に係る費用負担のあり方を検討します。
(4) 災害廃棄物の処理	「小川町災害廃棄物処理計画」に基づいて、町民、事業者及び行政の連携のもと、廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理を図ります。
(5) 不法投棄廃棄物の処理	河川・山林などへのごみの不法投棄については、関係機関と連携して監視体制を強化し、定期的かつ広範囲なパトロールを実施し、その防止に努めます。不法投棄廃棄物については、処理体制の充実を図り、適正な処理に努めます。
(6) 高齢者及び障害者のごみ排出体制の整備	家庭ごみを集積所まで排出することが困難な高齢者及び障害者の世帯に対し、戸別訪問し、ごみを収集する業務について検討します。

2 ごみ処理施設の整備充実等

小項目	内 容
(1) ごみ処理施設の整備	ごみ処理施設については、「小川地区衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などに基づき、小川地区衛生組合の閉鎖焼却施設を解体するとともに、現有施設の適正な維持管理を要請します。 また、ごみの適正かつ安定した処理を継続するため、近隣市町村と連携し、今後のごみ処理のあり方及び処理施設の再整備等について検討します。
(2) 資源化施設の支援	給食センターの食べ残し及び調理残渣については、引き続き再資源化を図るとともに、そのための取組を支援します。

3 ごみ減量・リサイクルの推進

小項目	内 容
(1) ごみ減量・リサイクルの推進	4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に関する啓発活動を行い、ごみの減量化を推進します。また、資源回収実施団体奨励金によるごみの減量、資源化の推進を図ります。
(2) 食品ロスの削減	フードドライブを実施し、家庭で余っている食品を集め必要としている地域のことも*食堂等と連携することで、食品ロスの削減につなげます。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説 明
ごみ一人1日当たり排出量 (g)	710	670	「小川地区衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの排出量の減少に努めます。
もえるごみ一人1日当たり排出量 (g)	551	530	「小川地区衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの排出量の減少に努めます。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ一人1日当たり排出量 (g)	751	778	768	734	706	710
もえるごみ一人1日当たり排出量 (g)	588	602	595	572	548	551

第4節 環境負荷軽減対策

SDGs への貢献



所管課・関係課 環境農林課

現状と課題

令和3(2021)年2月12日、本町として令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ*」を宣言しました。

令和4(2022)年度から二酸化炭素の排出抑制に資する設備の導入に対し補助金を交付することで、二酸化炭素の排出抑制につなげる取組を行っています。

今後も、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE*」を積極的に推進するとともに、工場・事業所、運輸などの部門で省エネ化や二酸化炭素排出の抑制に取り組めるよう支援する必要があります。加えて、本町の面積の半分以上を占める森林の整備や森林資源を木質バイオマス*として有効活用するなどカーボンニュートラル*を目指す取組も推進することにより、脱炭素*社会の実現を図っていく必要があります。

公害など苦情件数については令和5(2023)年度が24件で、令和2(2020)年度の36件をピークに減少傾向となっています。苦情の内容は典型7公害といわれる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭だけでなく、近隣の生活騒音など多岐にわたっています。現に苦情が寄せられていることを認識し、公害を未然に防止するための対策が必要です。

騒音や河川の水質異常などについては、発生源対策を行うとともに未然防止対策の取組を強化することが課題であり、企業誘致などで開発が行われる場合は、環境保全協定の締結などにより公害の未然防止に努める必要があります。

公害発生時の対策として、県や関係機関と連携し迅速に対応できるよう、適正な連絡体制及び処理体制を確立する必要があります。

また、不法投棄についても毎年一定の件数が発生しています。不法投棄は、環境汚染や健康被害を引き起こし、社会全体に悪影響を及ぼす重大な犯罪です。罰則強化のほか、不法投棄の防止に向けた啓発活動を実施するなど、環境意識を高める対策が求められます。

基本方針

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量の抑制など環境への負荷を軽減するための取組を行政が率先し、町民、事業者と一体となって持続可能な社会の実現を目指します。

公害対策としては、発生の未然防止のための監視体制の強化や組織、機器などの整備・充実を図ります。また、公害発生後の処理についても迅速な対応を行います。

さらに、廃棄物の不法投棄や埋立ての監視を強化するとともに、環境保全に対する啓発活動を推進します。

基本計画

1 脱炭素型の持続可能な社会づくり

小項目	内容
(1) 公共施設等への太陽光発電設備の導入	公共施設等への太陽光発電設備を導入、活用することにより、温室効果ガス排出の抑制に努めます。
(2) 再生可能エネルギー*の活用	里山の落ち葉や間伐材、もみ殻や家畜糞、廃食用油の循環利用など、有機農業*や林業との連携を通じ、地区単位の持続可能な社会づくりを進めます。また、木質バイオマス資源や太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの有効活用を推進します。
(3) 脱炭素*ライフの推進	ライフスタイルを見直すきっかけとして、環境に配慮したエコライフを勧めます。また、企業やNPO法人*などの団体、農業者などと協働した体験型環境学習の実施に努めます。
(4) エコカー・エコドライブ*の普及・啓発	EV(電気自動車)やPHV(プラグインハイブリッド自動車)などのエコカーの普及・啓発とともに、エコカーの利用環境の整備を進めます。また、エコドライブやアイドリングストップの普及・啓発に努めます。

2 環境問題の未然防止対策

小項目	内容
(1) 環境の監視	公害等苦情件数の減少を目指すとともに、公害などの環境問題の発生を未然に防止するため、環境調査の実施やパトロールなどの監視体制を強化します。
(2) 環境保全	企業の誘致などに際し、環境保全協定を企業などと締結することにより、公害の未然防止に努めます。

3 公害の処理

小項目	内容
(1) 発生源対策	公害の発生に対し、調査を行うなど監視する体制を確立します。また、発生源の除去を指導するとともに、規制の強化を関係機関に要請します。
(2) 公害処理体制の確立	公害が発生した場合、県や関係機関と連携し迅速な対応ができるよう、適正な処理体制を確立します。また、不法投棄などが発生した場合、適切に処理できる体制を確立します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
公害等苦情件数（件）	13	15	その年度ごとの時代背景や情勢により開きが出るという傾向を考慮し、近年の平均件数から10件程度減らすことを目指します。
不法投棄件数（件）	29	25	事業系の不法投棄が目立ち始めていること等考慮し、5件程度減らすことを目指します。
温室効果ガス（CO ₂ 換算）の削減率（%）	-	46.0	「地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」に定めた削減目標値とします。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公害等苦情件数（件）	25	36	30	29	24	13
不法投棄件数（件）	15	44	41	35	41	29
温室効果ガス（CO ₂ 換算）の削減率（%）	3.8	21.0	21.1	24.5	-	-